

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階
TEL&FAX (03) 3263-2440

公取協ニュース



年頭所感

消費者庁 表示対策課長
大元 慎二



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様には、日頃より消費者庁の消費者行政の推進に御理解と御協力を賜り、改めて御礼を申し上げるとともに、公正競争規約の運用に御尽力いただき深く敬意を表する次第です。

消費者庁は、今年、発足から10年目という節目の年を迎えます。これまでの消費者庁の施策の運用により着実に成果があげられるよう、引き続き、消費者行政の司令塔として、消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会の実現のため、様々な課題を取り組んでおります。その1つとして、昨年7月、徳島県内に消費者行政新未来創造オフィスを開設し、実証に基づいた政策の分析・研究をベースとした消費者行政の発展・創造の場として位置付け、先進的な調査・研究や全国展開を見据えたモデルプロジェクトなど、新たな観点からの取組を集中的に実施する拠点として、業務を開始しました。

この場をお借りして、消費者庁の最近の取組を御紹介させていただきますと、景品表示法の運用につきましては、今年度はこれまでに30件を超える措置命令を行いました。これらは、機能性表示食品や特別用途食品の表示などに関する優良誤認事案、自動車のタイヤや住宅リフォーム工事に関する不当な二重価格表示などの有利誤認事案のほか、原産国告示、おとり広告告示に違反した事案もあり、違反類型は多岐

にわたっております。また、課徴金納付命令については、今年度これまでに、特定保健用食品及び自動車の燃費に関する不当表示について4件行いました。

さらに、昨年7月には、表示対策課において打消し表示に関する実態調査報告書を公表いたしました。この実態調査では、広告表示例を用いて、複数の類型の打消し表示や体験談に係る一般消費者の意識を、アンケートやグループインタビューなどにより調査し、景品表示法上の考え方を報告書に取りまとめております。この考え方の周知を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合には、厳正に対処してまいります。

さて、貴協議会には、昭和59年に「衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」が認定されて以降、30年以上にわたり、衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただいております。景品表示法の運用につきましては、消費者庁だけではなく公正競争規約を運用している皆様方の活動が不可欠です。貴協議会におかれましては、今後とも引き続き、公正競争規約の厳正かつ的確な運用を通じて、医療機関等と衛生検査所業界の取引の適正化に努めていただくようお願いするとともに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、私の年頭の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感



規約の遵守をより普遍なものに

衛生検査所業公正取引協議会
会長 江川洋



新年あけましておめでとうございます。
会員の皆様におかれましては、恭しく新年を迎えたことと拝察いたします。

会員の皆様におかれましては、長年にわたり検体検査を通して国民へ良質な医療の提供に貢献していただき、検体検査の有用性・重要性を社会に伝え、健康増進と疾病予防にご尽力されてこられましたことに新年を迎えるとともに改めて敬意を表します。

この検体検査は、疾病の的確な診断や治療効果の評価等のため必要不可欠であり、その品質・精度の確保は医療技術の進歩とともに重要な要素となっております。このため、昨年6月7日の参議院本会議において、国民への良質な医療の提供を目的に厚生労働省から閣法として提出された「医療法等の一部を改正する法律」が全会一致で可決されました。この法改正により日衛協の長年の悲願であった「検体検査」という言葉が法律上で定義され、検体検査はモノではなく技術であり、医療本体（診療）であることから政令8業務から独立した位置づけとなつたこと、また、古典的な検体検査分野が省令委任となることで時代に即した技術分野への見直しが行われること、更には検体検査を行う全ての施設において検体検査の品質・精度を確保する精度管理に関する基準が設けられることとなりました。

このことは、衛生検査所が行う検体検査がより明確に法的な立場になっていくことを意味す

ると同時に、社会的に国民に対する責任がより重大になっていくことを意味しております。科学の進歩に伴って検査法や精度管理方法の進展が不可欠となると同時に、それを事業としてお客様へ展開していく活動の仕方も注目されることとなり、その基準として衛生検査所業公正競争規約があります。

会員の皆様の近年の規約遵守活動により大きな成果が目に見える形で表れてきております。しかし、前述の通り検体検査を事業とする我々は、規約遵守をより普遍的なものにして行く責任があります。そこで本年、その規約遵守活動に漏れがないかを調査し、より規約遵守活動を完全なものにする活動を行ってゆきます。

今年は、ご承知の通り、診療報酬改定の年となります。しかし、聞き及ぶ情報によりますと大変厳しいものとなることが予想されます。財務省は、薬価の引き下げだけではなく、診療報酬本体部分にも踏み込んだマイナス改定を求めています。

私は、会長就任当時から提唱続けています、規約違反を「しない」「させない」「認めない」を合言葉に、衛生検査業界の適正な競争・商習慣を確立し、社会に貢献してまいりたいと決意を新たにしております。

この一年も、会員の皆様にとって実りの多い年となりますよう、また、当業界がますます発展することを祈願いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

容器類の無償提供禁止に関する今後の取り組み

容器類の無償提供に関する今後の取り組みについて、次のとおり、平成29年11月21日開催の運営委員会で承認を得た。翌22日開催の理事会にも早急に実態把握調査を実施する旨報告した。会員の皆様のご協力をお願いしたい。

1. 現状

公正競争規約においては、医療機関等に対する景品類の提供は原則禁止とされているところ、例外として、自社の衛生検査の利用に際して必要な容器類のうち、施行規則別表に掲げる容器については無償提供が認められている。

平成21年5月、別表の改正により、真空採血管の無償提供の禁止が明確にされて以降、全会員挙げて取引先医療機関等への周知・協力要請活動を行った結果、3種真空採血管（生化学・血算・血糖）については、概ね有償化が図られたという状況にある。

しかしながら、昨年8月に実施した規約遵守状況定期調査において、無償提供が禁止されている容器類のうち3種真空採血管以外の容器類については、未だ無償提供が行われているという情報が寄せられている。

そこで、今後は、無償提供が禁止されている3種真空採血管以外の容器類全般について、有償化へ向けて積極的に取り組んでいくこととする。



慎重審議する理事会

2. 今後の取り組み

(1) 実態把握調査

（平成29年11月28日発信；平成30年1月12日回答期限）

会員本社に調査表を送り（Eメール）、提供が禁止されている3種真空採血管以外の容器類の無償提供状況を把握する。

⇒①全取引先数

- ②現在も無償提供している取引先数
- ③無償提供している容器類の種類
- ④無償提供を改善できない理由

(2) 削減計画及び改善状況の把握（平成30年度に実施予定）

会員本社に調査表を送り、改善状況を把握するとともに、未達成事項については今後の改善計画を求める。

(3) 違反調査

会員の改善状況（大部分の会員が改善している状況など）をみて、違反措置を探るための調査に切り替える。

新会員の紹介

昨年11月22日開催の理事会において、次の4施設の入会が承認された。これにより、現在の会員数は374名となった。

- ①(株) 秋田病理組織細胞診研究センター（秋田）
- ②デンカ・キューヨ・ジェノミクス合同会社
町田ラボラトリ（東京）
- ③(株)マイクロスカイラボ（東京）
- ④(株)ビー・エム・エル本社（東京）

規約完全遵守研修会の開催

昨年4月、公正競争規約、施行規則をはじめ、関係法令、諸規程、規約に関するQ&Aを編纂した「規約解説書・諸規程集」改訂版を20年振りに発行したので、この解説書を活用して、会員対象の規約研修会を各地区において開催している。

平成28年度は、開催希望のあった地区のみ開催したが、今年度は、9地区すべてにおいて開催を予定している。開催状況は次のとおり。



主 催	実施日	開催地	参加者
北海道地区協	9月12日	札幌市	42
宮城県医師会	6月10日	仙台市	16
東北地区協	12月12日	仙台市	33
長野県支部	7月20日	松本市	19
茨城県支部	11月1日	水戸市	10
東京・神奈川・埼玉・千葉県支部合同	11月13日	東京都	97
群馬・栃木・山梨・新潟・長野県支部合同	11月16日	前橋市	60
北陸地区協	12月20日	金沢市	10
中部地区協	10月5日	名古屋市	21
近畿地区協	12月15日	大阪市	20
中国地区協	11月5日	鳥取市	27
四国地区協	1月11日	高松市	
九州地区協	1月11日	福岡市	

Q & A

Q. 衛生検査以外の事業も兼業している衛生検査事業者が、兼業部門の商品の取引に付随して医療機関等に景品類の提供を行う場合、衛生検査所業公正競争規約の制限は適用されるのか。

A 公正競争規約では、衛生検査事業者が「衛生検査の受託取引に付随して」、相手方に提供する「経済上の利益」が対象となる景品類と規定されています。

衛生検査事業者が兼業している衛生検査以外の商品の取引に付随して行う医療機関等への景品類の提供は、理論上は公正競争規約の制限対象にはなりませんが、実際上、衛生検査の取引を誘引する効果が生じるときは公正競争規約の制限が及ぶ場合があります。

したがって、衛生検査事業者が兼業している衛生検査以外の商品の取引について景品類の提供を行うときは、衛生検査についての景品類の提供ではないことを明確にして行う必要があります。

しかしながら、景品類を受け取る医療機関側から見た場合、提供する側が同一事業者である場合には、衛生検査以外の商品の取引に付随した景品類の提供なのか、衛生検査の取引に付随する景品類の提供なのか紛らわしく、衛生検査の取引誘引効果が生じてしまうことが多いと思われる所以、公正競争規約のルールを十分尊重して活動する必要があります。

編集後記

日衛協の本年度定款変更に伴い、次年度に向け役員の変更があります。また、法改正による詳細の詰めが実行段階となります。さらに診療報酬改正の年でもあり、本年の取り巻く環境は変化旺盛となります。我々は法改正により技術のレベルアップ検査精度の確保が必須となります。公正取引協議会は会員一人ひとりの責任においてこの必須条件を汚さぬよう規約遵守を普遍なものにしてゆきます。@K